

令和5年度第3回竹富町観光案内人条例等審議会 議事概要

【日 時】 令和5年8月18日（金） 13:30～15:50

【場 所】 竹富町役場庁議室（オンライン会議併用）

【出席者】（敬称略）

【委員】

所属	役職	氏名	備考
一般社団法人ニュー・リパブリック・ワークス	代表理事	上妻 毅	オンライン
神奈川大学法学部	准教授	諸坂 佐利	
元琉球大学教授		花井 正光	ご欠席
環境省沖縄奄美自然環境事務所 西表自然保護官事務所	国立公園保護管理企画官	福地 壮太	
竹富町観光協会	会長	大島 佐喜子	
竹富町自然観光課	課長	通事 太一郎	

【オブザーバー】

所属	役職	氏名	備考
株式会社プレック研究所	理事	松井 孝子	

【事務局】

所属	役職	氏名	備考
竹富町自然観光課	課長補佐	仲盛 敦	
竹富町自然観光課	自然環境係長	高橋 優人	
一般財団法人西表財団	事務局長	徳岡 春美	
一般財団法人西表財団	事業部	日名 耕司	

【議 事】

- (1) 竹富町観光案内人条例改正（案）に関するパブリックコメント結果への対応について
- (2) 竹富町観光案内人条例施行規則の改正（案）について
- (3) 竹富町観光案内人条例改正に係る各種要綱について

【配布資料】

- 資料1 竹富町観光案内人条例改正（案）に関するパブリックコメント結果への対応について
- 資料2 竹富町観光案内人条例改正（案）に関するパブリックコメントの実施結果について
（非公開資料）
- 資料3 竹富町観光案内人条例改正（案）

- 資料4 竹富町観光案内人条例施行規則改正(案)に係る第2回審議会以降の主な修正点
- 資料5 竹富町観光案内人条例施行規則改正(案) (非公開資料)
- 資料6 竹富町観光案内人条例改正に係る各種要綱(案)の主なポイント
- 資料7 竹富町観光案内人条例における審査基準に係る要綱(案) (非公開資料)
- 資料8 竹富町観光案内人条例における不利益処分の基準に係る要綱(案) (非公開資料)
- 資料9 竹富町観光案内人条例における免許等への条件の付与に係る要綱(案)
(非公開資料)
- 参考資料1 令和5年度第2回竹富町観光案内人条例等審議会 議事録 (非公開資料)

【議事概要】

議題(1)竹富町観光案内人条例改正(案)に関するパブリックコメント結果への対応について

事務局より資料1、2、3に沿って説明がされ、その後、委員による審議が行われた。

発言の一部を、以下に記載する。

- 条例(案)第5条第3項に「安全管理規定の作成、自己研鑽その他の取組を通じて」と追記した点について、安全管理規定の作成は自己研鑽に含まれるものと解釈し、「自己研鑽その他の取組を通じて」とする。
- 町として、リスク管理に関する勉強会等において、賠償責任保険への加入や安全管理規定の作成に関する講習を実施したり、安全な自然観光事業実施のためのガイドラインの作成などのサポートができるとうい。
- 条例(案)第40条の赤字部分、修正案では違反行為が全体構想に反する内容だけに係るため、関係法令に違反しても過料がかからなくなる。そのため「全体構想の内容および関係法令に反する行為」とする。
- パブリックコメント意見や条例改正についての住民説明会の様子から察すると、さらなるガイドへの情報共有、意見交換に努めるべきではないか。

議題(2)竹富町観光案内人条例施行規則の改正(案)について

事務局より資料4、5に沿って説明がされ、その後、委員による審議が行われた。

発言の一部を、以下に記載する。

- 登録料が改正されたが、その根拠についても具体的にこの審議会で説明された。同様に、住民に対しても説明が必要と考える。
- 施行規則の改正(案)についての住民説明会を開催し、そこで説明する想定でいる。(事務局)
- 特定自然観光資源の登録引率事業者及び登録引率ガイドの登録料は、特定自然観光資源ごとに異なるのか、また、納付はどのような方法か。
- 登録料は、最初の登録時に納付する。引率する特定自然観光資源を追加や変更するとしても、登録料を追加納付する必要はない。納付方法は、納入告知書が送付されてくるので、それに従って納付する。水道料金の支払いと同じような仕組みである。(事務局)

議題（3）竹富町観光案内人条例改正に係る各種要綱について

事務局より資料6、7、8に沿って説明がされ、その後、委員による審議が行われた。

発言の一部を、以下に記載する。

○現場のガイドからは、早く罰則を取り締まれるようにしてほしい旨の要望があると聞く。また、現行条例で違反しているものに対して、条例が改正され不利益処分が科されるようになった場合、過去の違反について適応することはないのか。

→「遡及適用禁止の原則」があるため難しい。（事務局）

○繰り返し行政指導を受けている業者に対して、その事実のみをもって処分を科すことはないのか。

→今回審議いただいた不利益処分の要綱が適用されると、要綱第7条第1項（2）アで「違反行為の繰り返し」について記載されており、この部分が適応される可能性がある。審査委員会において審査し、免許の停止を科すことも可能と考えている。（事務局）

○要綱をパブリックコメントに諮る予定とのことであるが、要綱の公表は必要なのか、不要ではないか。

→行政手続法の規定も踏まえた行政手続きの公正・透明性の観点から、要綱もパブリックコメントに諮り公開することにした。（事務局）

以上。